

## 軍用地料の「分収金制度」(2) ——入会地と戦後軍用地

瀧 本 佳 史  
青 木 康 容

### 〔抄 録〕

沖縄県における米軍用地は、今日いくらか返還の途上にあるとはいえなお相当な規模を占めている。戦後占領下において農耕地や宅地が接収されていたが、本稿は戦後それがどのように規模を拡大させてきたかについてその背景を探るとともに、地域によってどのような接収に違いがあるのかなどについて追究するものである。

米軍の軍用地接収は沖縄戦終了後の占領とともに始まり、これを第1期とすれば第2期は国際環境の変化によって大規模かつ組織的な接収が行われる1950年代半ばからであるといえることができる。接収地には地料が支払われ、その金額や支払い方法をめぐって住民と米軍との間の軋轢がやがて基地反対の「島ぐるみ闘争」となって全島を巻き込み戦後沖縄史を飾る戦いが繰り返され広がられた。その最中に米軍基地を自ら誘致したいという沖縄北部の農民たちが現れ、この闘争は分裂の経過を辿り終息していく。その背景には沖縄中部と北部における土地所有形態の相違があり、個人所有地の多い中部に対して北部の土地は殆どが入会地であり村有など共有地・杉山であったことである。共有地であることがかえって合意形成を容易にしたのである。入会地からの資源を保持する山経済よりは地料が確実な基地経済を選択することで貧困な村落社会の利益を守り維持していこうとしたのであろう。後半では杉山の歴史を俯瞰する。

キーワード 杉山, 入会地, 軍用地料, 軍用地, 米軍基地

### 1. 沖縄における米軍用地の接収とその展開

はじめに

2009年アメリカ国防総省の発表したデータによると、アメリカ本国とグアムやプエルトリ

コなどの海外領土を除いて、海外 34 か所・4 地域（英領、オランダ領）に 662 の軍事基地を設けている<sup>(1)</sup>。そのうち資産価値（同じ機能を持つ基地を現在建設するとかかる金額とされる）の最も高い 20 の海外主要米軍基地の国・地域別内訳をみると、日本、ドイツ、キューバ、イギリス、トルコ、スペイン、韓国、マーシャル諸島、グリーンランドであるが、その 20 の基地のうち 8 基地が日本にあり、嘉手納（沖縄県）、三沢、横須賀、横田の 4 基地が資産価値 1 位から 4 位を占め、端慶覧（沖縄県）、岩国、牧港（沖縄県）、厚木の 4 基地が 20 位内にある。すなわち米軍の海外主要基地の半数に近い基地が日本、特に沖縄に集中している。こうした基地に駐留する米軍人数と基地面積をその大きな順に 5 か国を示したのが表 1 で、ドイツ、日本、韓国の順である。ドイツは冷戦後には駐留軍人数を大幅に減らしたが<sup>(2)</sup>、それでも日本よりも多い。

表 1 主な国における米軍基地面積と駐留軍人数

基地面積（エーカー）	米軍人数	
	2009. 9. 30	1990. 9. 30      2010. 12. 31
ドイツ	143,091	227,586      54,431
日本	126,802	46,593      35,329
韓国	25,689	41,344      24,655
イタリア	5,766	14,204      9,779
イギリス	7,131	25,111      9,318

### 沖縄占領

沖縄県の軍用地はもともと旧日本軍が対米戦に備えて飛行場などを建設ないしは建設途上でもあったものを沖縄戦に勝利した米軍が占領下に置くとともに更に新たな航空基地を建設、日本本土への出撃基地として利用したことから始まる。1945 年 6 月までに沖縄本島および周辺離島を占領した後、日本本土進攻作戦へ向けての前線基地として基地建設を目論んだのである。原子爆弾を搭載した B 29 は太平洋のテニアンから飛び立ったが、8 月 15 日までの本土空襲は沖縄基地から出撃した B 29 だった。日本の敗戦後、アメリカの対沖縄政策、すなわち占領した沖縄諸島をどう扱うか恒久的な政策は確定したものではなかったようである。例えば、金武村〔沖縄北部〕において米軍は並里・金武の住民を追い出し池原一帯（現在のキャンプ・ハンセン）に新たな飛行場を設営したが、日本軍の降伏後は無用となり、半ば放置された。追い出された住民は元の居住地に帰り、滑走路やエプロンを除いた土地の耕作が許されたということからみてもわかる<sup>(3)</sup>。

占領当時の米軍が接収した軍用地は、当初は日本再軍備に対する監視用としての役割を想定していた。日本降伏後、占領軍総司令部の「初期の対日方針」は「日本が再び米国の脅威」と

ならないことであつたからである。戦争終結後において占領地沖縄の基地建設の必要性は減じ、アメリカ政府内ではあくまで軍事拠点として確保したい軍部と、将来は沖縄を日本に返還することを考えていた国務省との間で統一見解がなされなかったが、東西冷戦の進行、1949年中国共産党政権（中華人民共和国）の成立、1950年6月朝鮮戦争勃発によって沖縄の軍事基地としての戦略的価値や役割が明確になり、沖縄の恒久的な保有を考え基地建設が本格的に開始されることになったのである。

こうして国際関係の変化の中で沖縄を前線基地としてよりは後方補給基地としての活用を目指すと共に、「太平洋のカナメ石（key-stone）」としての認識から長期間にわたって自己の支配下に置こうとする明確な意志を示す政策転換を行った。ここで沖縄占領当時の軍用地接收を第一期とすれば、1950年代の中国共産党政権の成立など国際環境の変化を背景に対日講和後に始まる新たな軍用地接收は第二期とでもいうべきものでしばしば「新規接收」と呼ばれる。後述するように海兵隊の沖縄移駐に向けて広大な演習地を必要としていたからである。

### 沖縄占領の法的根拠

米軍による沖縄占領の法的根拠はいわゆる「ハーグ陸戦法規」（1907年「陸戦の法規慣例に関する条約」）の第23条とされている。（これは戦争における禁止事項を規定したもので「特別ノ条約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ」と8項目が列記してある。そのなかに「戦争ノ必要上凡ハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押収スルコト」とある。これは戦闘期間中においては「万止むを得ざる場合」を除いては敵財産の破壊や押収を禁止するという法規であり、また戦争遂行上の必要があれば敵財産の破壊や押収は法に抵触せず、戦闘終了後の占領状態においても取得した土地の使用は国際法上の当然の権利であるとしたものだ。その正当性根拠は第55条「占領国ハ敵国ニ属シ且占領地ニ在ル公共建物、不動産、森林及農場ニ付テハ其ノ管理者及用益権者タルニ過キサルモノナリト考慮シ右財産ノ基本ヲ保護シ且用益権ノ法則ニ依リテ之ヲ管理スヘシ」にあると考えられる。つまり占領した土地の管理は占領国にあるとしているからである。

1952年4月対日講和条約 **Treaty of Peace with Japan** が発効するが、そこでは沖縄を日本本土から分離しアメリカの施政権下に置くことを定めた第3条がある。これは奄美大島を含む北緯29度以南の南西諸島全域（尖閣列島のような無人島を含めて）をその支配下に置く規定する条文でしばしば引用される部分である。

（日本国は）合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下に置くこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域および住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

この信託統治の提案は結局なされなかったのでアメリカは引き続き沖縄に対する施政権を握り、アメリカがそれを望む限り無期限に占領が継続していくのである。信託統治案が成案とならなかった背景には、信託統治にすると国連の承認が必要となりソ連など他国の容喙が可能となりそれを嫌がったためといわれる。そのいわば代償として沖縄施政権に関する潜在主権が日本にあることを認めた。潜在的にはあっても日本に主権があるとするなら、日本政府が認めさえすれば沖縄をアメリカが「排他的に占領することが可能になるから」である<sup>(4)</sup>。

講和条約発効後、すなわち占領終了後つまり日本国独立後においても米軍が自由に基地を利用できるように定めたのが同年発効した旧安保条約 **Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States and Japan** である。その第6条では、日本本土において講和条約発効後においてもアメリカ軍の駐留目的とその根拠を定めた。

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国はその陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許可される。

その背景には朝鮮戦争の遂行上における日本の役割つまり補給基地、兵站基地、将兵の休養地などの軍事的な重要性の認識があった。安保条約は日本におけるいわば基地提供条約であるが、アメリカ軍の駐留に関するその諸条件に関してはこの安保条約には盛りられてはいない。すなわち「わが国がどこをどのように米軍に提供するのかという基地提供のあり方、及び駐留した後の米軍及び米兵等の法的地位をどのようなものとするのか」<sup>(5)</sup>それは国会での批准の及ばない日米政府間の行政協定 **the Japan-U. S. Status of Forces Agreement** に委ねられたのである。

## 収容所生活

1945年4月1日沖縄本島に上陸した米軍は、読谷村に海軍軍政府を設置、南西諸島とその周辺海域を占領地域と定め、日本帝国政府の行政権および司法権の停止を宣言（「米軍占領下の南西諸島及びその近海居住民に告ぐ」、いわゆる「ニミッツ布告」）、6月23日組織的な日本軍の抵抗は最終的に終わった。戦闘終了後、米軍は沖縄住民を北部中心の地域に強制的に隔離し収容所生活をさせた。沖縄の人口はもともと中南部に集中していたが、これを北部中心の収容所12か所に移動させたのである。「その時期の人口は32万5769人」という記述がある<sup>(6)</sup>。

[33万人近くもの人々に12の収容所、ということは収容所当たり平均3万人となるが、そうした小自治体規模の人口の地域や家屋の設立が可能だったのだろうかという疑問は生じる。この点に関して他の資料を読むと、収容所とは言ってもそれは収容区域とでも言うべきものでは

ないかと思われる。「米軍によって収容所に入れられた住民」は、殆どの住居は破壊されていたので、わずかに残った家屋に十数人で雑居する者、先祖伝来の墓に住む者、自然の洞窟を住居とする者もあったという記述があるからだ<sup>(7)</sup>。また収容所数に関して、沖縄研究者によく知られた『戦後資料 沖縄』<sup>(8)</sup>には、6月23日に日本軍の抵抗が終了した後、生き残った島民は本島北部・中部の16の収容所に容れられたとある。また人口数では、終戦後の33万に、その後引揚者が加わり51万人に膨れ上がったため、急速な過剰人口を抱え食糧難とインフレに苦しめられたという<sup>(9)</sup>。

占領下の沖縄の人々が米軍によってどのように収容所生活を余儀なくされ、どのような生活を送っていくことになったのか、これを伝えるまとまった文献が少ない中で七尾和晃『沖縄戦と民間人収容所』(2010年、原書房)と川平茂雄『沖縄空白の一年：1945-1946』(2011年、吉川弘文館)は多くの手掛かりを提供している。七尾はアメリカ政府が8月の日本敗戦前から島嶼地域の軍政について研究をしており、日本統治下にあったサイパン、グアム、テニアンなどを占領後、日本人を中心とした島民たちの管理や収容に関する知識と経験が既にあったのだという。ほぼすべての沖縄住民が米軍によって鉄条網で隔離された収容所に移動させられたが(七尾、p.6)、それは住民とゲリラ化した日本兵との接触を断ち、敗残兵の掃討を容易にするためでもあったようだ。(七尾、p.254。ベトナム戦争時の「戦略村」の祖型か。)川平は沖縄住民の居住地からの大移動についてデータを用いて説明している。

4月から始まった収容所生活は1945年10月以降、旧居住区への再移動が始まることで終了する。(収容期間に関してこれを45年9月から46年4月という記述もある<sup>(10)</sup>。)しかし実際に旧居住地に戻れた人々は少数で、特に中部地区の人々は住んでいた宅地や耕作地がすでに米軍により軍用地化されていた。大多数の人々は「他人の土地に小屋を建て生活の一步をあゆみだすほかなかった」(我部政男、p.134)そこで「住処を失った人々」に対して米軍はいわば“接収を免れた人々”の個人所有地や公有地を無償で割り当てたのである。(「割当土地制度」という特別措置<sup>(11)</sup>。)

### 「土地問題」の発生

沖縄の土地問題の根源は、地上戦と戦後の混乱によって土地台帳など沖縄県の土地所有関係の公的記録が焼失あるいは紛失したことからあらためて土地区画の確定と土地所有権の認定が必要になったことにある。米軍は沖縄統治のためにこの問題の処理を急ぎ、46年6月から51年4月という長い期間にわたって土地所有関係の認定作業を行った。もちろんその作業は米軍自身ではなく各市町村単位、各字単位で「土地所有権委員」を任命して行われたが、それは明治の「土地整理事業」を上回る大事業であった。何故なら、中南部の居住地は戦災によって山野の形が変わるほど破壊され地形の認識が困難になったことに加えて、土地の所有権を確認するにも当該所有者が疎開していたり、出身地への移動が終わっていないという事情があった

からである。これが自分の土地であるとするためには所有権を主張する本人が保証人2名の連署のある申請書を各字の土地所有委員会に提出する必要がある、そのためには関係者がまず所在しなくてはならなかった。認定作業の終了前1950年4月より米軍は「土地所有権証明」に関する布告をなしていたが、これは「自己申告制であったため多くの地主が〔本来の自己〕所有面積の数倍を申告していた」という記述もある<sup>(12)</sup>。

市町村段階での土地所有権確定のための関係資料の収集には3年以上を要して終了した。これによって“接収を免れた人々”の土地の法的所有権が明確に認定されることになった。このことが無償で土地を割り当てられた「住処を失った人々」の立場を不安に陥れたのである。つまり割り当てられた土地は自らが所有する土地でなく貸し与えられたことが法的に認定されたことを意味したからだ。そこでそうした不安な立場を解消し、安定した立場をつくるために借地料の支払いを義務付ける条例が制定されたが、それは土地を借りた方の人々には何らの解決とはならなかった。何故なら自らは土地所有者でありながら軍用地として接収され、止むを得ず他人の土地に居住し耕作することになったからである。これが後に軍用地として接収された土地に対する軍用地料支払い要求運動の発端となった。軍用地主と呼ばれる大多数の農民は自分の土地から立ち退きを迫られ、他人の土地を借りた生活を余儀なくされるという立場であったからである。

### 軍用地料の請求

51年8月、このような軍用地問題を解決するには「住処を失った人々」は自分の土地の軍用地料の支払いを求めるほかない、そこで沖縄群島知事は米軍に対して早期の支払いを申し入れたところ、52年3月に回答、地料は50年7月1日に遡及して支払うと明言、坪当たり年間額を公表するが、その評価額のあまりの低さに驚き妥結に至らなかった。“接収を免れた人々”に対して支払う借地料にもはるかに及ばない金額、他人から借りた土地代金の十数分の一程度のものであったからである。

アメリカは51年の対日講和まで沖縄における占領当初の軍用地およびその後の新規拡張地に関して何らの代償を払うことなく無償で使用してきたが、対日講和によって軍事的占領が終わると基地確保のためにはハーグ条約に代わる新たな法的根拠が必要になった。そこで52年11月に「契約権」を公布、契約によって土地の使用権を得ようと50年7月1日以降占有してきた土地に対する「補償金」支払いを考慮するとしたが、あまりに低廉であったからほとんど契約は結ばれなかった。(いかに不当な土地価格であるかは次の例に示されている。地目によって異なるが、北部の国頭村の畑は坪単価0.06銭、中部の越来村の田は0.54銭、南部の三和村の宅地は1.79銭の賃貸料であった。因みに、白米1斤44.53円、食塩1斤7.11円、煙草一個10.00円という。すべて単位はB円表示<sup>(13)</sup>。)

そこで米軍は52年11月、さらに強硬な手段に訴えた。すなわち新規に土地を接収すると

き、その収用通告からひと月以内に土地所有者が土地を譲渡するか拒否するか判断しない場合には強制的に収用することができるとする「土地収用令」を公布した。拒否する場合、訴願はできるがその争点は「公正価格及び適正補償」(第2条)に関する点だけが考慮されるとした有無を言わせぬ土地収奪の法であった。「各地で土地の強制収容が強行」され、「銃剣とブルドーザー」によって軍用地として接收される地域から立退きを迫られた多数の人々が出た。そうした中で連帯して対抗すべく53年6月「軍用地問題の円満解決」を目標とする民間組織として「市町村土地特別委員会連合会」が発足した。(やがて名称は各地市町村の軍用地委員会を束ねた「市町村軍用地委員会連合会」、後に「土地連」となる)ここで「円満解決」とはもちろん接收そのものに抵抗するわけではない。接收を容認するとしてもその土地の賃貸料支払い、つまり軍用地料に納得がいくような支払い金額を要求するために結束して当たろうとしたのである。

## 第2期接收

この軍用地問題は沖縄行政府のみならず立法院をも巻き込んで社会問題化するが、第二期土地接收と後に言及されるようになった1954年以降から次々と接收通告がなされ強制収用が行われた。その主なものを示す<sup>(14)</sup>。

4月恩納村〔沖縄中部〕の土地13万5000坪の接收、

8月建設工事地域として宜野湾村〔沖縄中部、現キャンプ・フォスター〕の伊佐・喜友名・安仁屋・新城の4部落(32戸)の田畑14万坪の接收と伊佐部落22戸の立退き、

8月真和志村〔沖縄南部〕の銘刈・古島・真嘉比の3部落の田畑15万坪の接收と50戸の立退き

10月空軍の射爆場として伊江島〔沖縄北部〕の真謝区と西崎区にわたる15万坪の接收と13戸の立退き。

50年代における軍用地拡張はベトナム戦争との関連がある。アメリカは1950年1月にインドシナ3国(南ベトナム、ラオス、カンボジア)に対して軍事支援を始めており、後方支援基地としての沖縄の役割が大きくなり初めたことがあった。1950年代の半ばまでに軍用地として供された土地面積は沖縄本島の12%(全耕地面積の22%)を超えるまでになった。特に軍用地面積の約62%は沖縄中部の各村に集中しており、軍用地の比率は北谷村91%、嘉手納村78%、金武村60%、越来村52%、読谷村50%、宜野湾村43%、美里村40%などである。なお軍用地面積に関しては、沖縄北部31%、南部7.2%、その他の群島0.2%の比率で、中北部合わせると9割を超える<sup>(15)</sup>。因みに、どういう土地が軍用地化されたのかその地目別の割合を示したのが表2である。

表2 軍用地の地目別面積 (%)

	沖縄	北部	中部	南部
耕地	43.86	19.77	54.32	58.10
宅地	4.15	1.37	4.88	10.19
林野その他	51.99	78.91	40.80	31.71
計	100.0	100.0	100.0	100.0

(出典：琉球史料 第4集社会編 p.330)

こうして軍用地として接収された戸数5万戸、人口23万人が土地を失った。そのうち家屋をも失い他の地域に移住を余儀なくされた住民は1万2000戸、人口にして数万人にも及ぶであろう。他への移住とはいってもどこに移住するのか、移住したとしても軍用地として接収された地域が多い中で移住者への耕作地はあるのだろうかといった難問を抱えながら結局、移住とは言えないような移住であった。このような多数の住民を受け入れることのできる余裕のある地域は殆どなく、「同村内の最寄りの地域に集団的に割り込む外なかった」のである。かれらは同村内移住であってもその後「寄留者」と呼ばれる人々となる。何故、他村に分散移住することが殆んどなかったのか、その理由は以下のようなものである<sup>(16)</sup>。

- ① 今なお極めて強い部落の伝統的紐帯のため旧共同体から離脱することも他の共同体に加わることも困難であった。
- ② 移動建設等、移住に伴う諸問題の解決は共同の力に俟たねばならなかった。
- ③ 代替地はきわめて得難く、共同体配慮によって村内に住むべき土地を割いて貰うほかなかった。
- ④ 仕事の見通しが殆んどない他地域に移動するより、むしろ軍作業の機会を得るため軍施設の近くに留まる方が安全であると思われた。
- ⑤ 遠隔の地に移動して新しい生活の途を開くに十分な資金が無かった。
- ⑥ 八重山移民に対しては経済的な不安があり、また家族構成における開拓者としての適否や郷土に対する愛着心等のため移民を希望するものはなかった。[沖縄群島の一つである八重山群島、ここでは西表島ないしは石垣島であろうが、人口が少なく、開墾可能で耕作地に適した土地があることで移民先として期待された。]

こうして同村内に寄留したとしても、立ち退き先のかれらに与えられたのは「部落としての必要条件を欠き飲料水や用水は得難く、交通路や排水路等に支障をきたす」ような土地で、「みすばらしい住居の極端な密集と防風林の完全な欠除」、これが移動した人々を作る新しい部落の特徴であった。そうではあっても、軍用地周辺には外国人相手の起業チャンスがあると他の地域からビジネスを求めて人や金が入り、戦前まで農村集落でしかなかった地域が都市的に姿を変え、サービス産業への雇用の創出が見られるようになった<sup>(17)</sup>。それは中部の市街地であるコザ市<sup>ごえく</sup>越来、宮里（ともに現沖縄市）、石川市、具志川市、嘉手納町、北谷町などで、



戦前の市街地といえば那覇や首里であったが、戦後は軍事基地を中心に急速に市街地が展開、都市化が進行することによって石川市のような新興の町が那覇と連結していった<sup>(18)</sup>。特に嘉手納基地に近いコザ市は米兵のための歓楽街として発展していた。

### 一括払いと「島ぐるみ闘争」

「土地収用令」の公布に次いで米軍の打ち出した政策は、54年3月無期限に使用する土地に対しては土地の賃借料一括支払いというものであった。これは戦後沖縄の土地問題に関する朝野を挙げての反対闘争となる端緒となるものであり、また日本復帰運動へとやがては連なる大闘争となるものであった。借地料一括払いとは結局のところ永代借地権の設定、土地所有権の放棄を意味するものであったから土地連合会の農民たちは琉球立法院に対し対策を請願、立法院は「土地を守る4原則」と呼ばれる決議を行った。4原則とは、「適正補償」(地料引上げ)「毎年払い」(賃借料一括払い拒否)「新規接収反対」「損害賠償」(用途変更に伴う賠償)というものであったが、この原則はその後の土地接収に際して、反対する農民側の行動原理として働く役割を果たしたという<sup>(19)</sup>。

つぎつぎと通告される土地接収に対して抵抗する沖縄住民の声はアメリカ議会にも届き、1955年10月アメリカ下院議員による軍用地調査団が訪沖するが、調査後の声明(いわゆる「プライス勧告」)は一括払いを肯定するもので沖縄側の期待を裏切り逆撫でした。その結果、勧告拒否の運動は各市町村における住民をも巻き込む「島ぐるみ闘争」へと発展していった。一括払い通告から5年余りの後、1958年5月沖縄の情勢を見たアメリカ陸軍長官は住民代表をワシントンへ招聘し、問題の処理にあたったことが最終的にこの一括問題の解決への道筋をつけ、長期の賃借料は10年を期限の前払い、賃借料の再評価は5ヶ年毎に行うなどとなった<sup>(20)</sup>。別の文献では、①軍用地料は1951年提示の6倍に引上げ ②賃借料は原則毎年払い、希望者には10年分を前払いとある<sup>(21)</sup>。

島ぐるみ闘争から4年余り、軍用地料をめぐる問題は差し当たり解決に向かったが、約5万7000人の地主に支払われた地代は2406万ドル、地主一人当たり年間425ドルが支払われ、また多くの地主は基地従業員として職を得たから、その給与と合わせるとかなりの金額になったであろうという。1958年9月、沖縄域内の通貨はB円軍票に代わって米ドルであったので、当時の為替実勢レートは1ドル360-400円であったこと、および当時1000ドルあれば平均的住宅が建築できたことなどを鑑みると相当の高さであり、これが沖縄経済の高度成長に役立った<sup>(22)</sup>。

### 接収をめぐる沖縄と本土

米軍による沖縄の軍用地接収は日本本土のそれと対照的である。前述したように全島を占領した米軍は沖縄島民を収容所に移動させ、その欲する限りでの広範な土地を軍用地として確保

した後に、収容所からの帰還を許し軍用地以外の土地に住ませるということであったが、日本本土における軍用地の接収は、各地域の住民を移動させる（それはまず不可能）のではなく、米軍が個別的に必要な土地や家屋を接収していったのである。まず日本政府に軍用地接収のために接収業務を担う専門の行政機関をつくらせ、それを通じて欲する「区域及び施設」を接収していった。その行政機関は「終戦連絡事務局」(1945. 8. 26)として設置され、やがて特別調達庁(1949. 6)、調達庁(1952. 6)、防衛施設庁(1962. 11)となったものである<sup>(23)</sup>。その調達のための法的根拠が「土地工作物使用令」(1945, 勅令 636号)であった。この法律による軍用地接収は極めて強権的なものであって、日本政府が連合軍最高司令官の要求を充足するために必要と認めるときは土地や建物などの工作物を使用することができ、その使用を拒否する場合には3年以下の懲役又は5千円以下の罰金というものであった<sup>(24)</sup>。本土の接収に関する法は日本占領終了後、それに代わって「接収不動産に関する借地借家臨時処理法」(1956)が引き継いでいった。

### 海兵隊移駐と基地の誘致運動

先述の20の海外主要米軍基地にどのような軍(陸海空の3軍、海兵隊)が駐留しているのかをみると<sup>(25)</sup>、陸軍はマーシャル諸島、韓国及びドイツに、海兵隊の基地は日本(沖縄に航空部隊と地上部隊、岩国には航空部隊のみ)に、他は空軍ないしは海軍の基地である。海兵隊の総兵力は約20万人で、その主力部隊が海外で常駐するのが沖縄だ。沖縄に駐留する米軍兵士は約2万4600人、海兵隊員はその61%を占め、沖縄における施設や区域など基地面積の76%が海兵隊の航空基地や訓練基地である<sup>(26)</sup>。この世界の軍隊の中でも独特のアメリカ海兵隊は沖縄戦を担った主力部隊であるが、日本の敗戦後の占領政策に従事した後、アメリカ本土に帰還、一旦解散するが朝鮮戦争勃発のために1953年に第3海兵師団として再結集、再度日本本土に派遣された。それがやがて1955年沖縄に移駐するようになったのは、公には軍事戦略上の観点からの重要性といわれているが、日本本土における反基地運動の高まりで駐留軍に対する反感や敵意など駐留コストが高つくこと、恣になる沖縄ならそうした摩擦や衝突を減らすことが出来るからだった<sup>(27)</sup>。

朝鮮戦争休戦後の54年8月第三海兵師団と支援航空部隊を沖縄に配備することが決まった。そのためには新たに多くの土地を取得する必要がある。55年までに米軍が使用する軍用地は4万エーカーを超えていたが、この海兵隊師団の移駐には更にそれと同規模(平地12000エーカー、丘陵地28000エーカー)<sup>(28)</sup>の土地を要したのである。これを契機に1953年から「第2次基地建設ブーム」(恵隆之介)が起こった。これはその規模(総工費約4200万ドル)において第二期土地接収の圧巻とでもいべきもので、一方において基地をめぐる「島ぐるみ闘争」がありながら、他方において沖縄経済の活性化と雇用への期待が生まれたのである。それに加えて、55年6月の離島地区における破傷風の流行に対するいかにもアメリカ

“人道主義”らしい米軍による医療援助があり、「米琉親善」なる言葉も使われた<sup>(29)</sup>、ということを見るとき基地に対する沖縄社会の対応は一色ではなかったということがわかる。

海兵隊のその沖縄移駐に際して、沖縄における軍用地反対運動に水を差すような出来事が起きた。「島ぐるみ闘争」は56年に入ってその最高潮に達し激しい運動として展開するが、まさにそうした中、12月沖縄北部の久志村辺野古地区の地主たちが海兵隊施設（キャンプ・シュワブ）のために新たな土地を貸与する契約を米軍と結んだのである。また金武村にも海兵隊の宿舎建設（キャンプ・ハンセン）がつくられたように、米軍は海兵隊の沖縄配備に新たな土地を必要としたからだ<sup>(30)</sup>。因みに、久志村は現在名護市に編入され、その辺野古地区はいま中南部にある普天間基地の移転先とされている。

沖縄本島の北部に位置する久志村辺野古と金武村による米軍基地「誘致運動」の経緯はあまり知られていない。戦後沖縄史の中で民衆による一丸となった運動の展開として美化されていく「島ぐるみ闘争」であったが、「基地反対」が沖縄においても本土においても一般メディアの基調であるから自ら基地を誘致したという話は半ばタブーであったと言えるだろう。基地誘致の沖縄、たとえそのことで地域が潤い個人が職と所得を得たとしても、それは沖縄という社会の貧しさの反映であったと言うしかない。

### 基地“誘致”の背景

基地誘致に関して言及のある3種類の文献がある。一つはテレビ取材班によるレポ（NHK取材班「基地はなぜ沖縄に集中しているか」NHK出版、2011年）、二つは金武村自らが編集したもの（金武町企画開発課「金武村と基地」1991年）、そして三つはやや異色の著者によるもの（恵隆之介「誰も書かなかった沖縄」PHP研究所、2000年、同「誰も語れなかった沖縄の真実」ワック株式会社、2011年、ここでは2000年本による）である。基地を誘致したという事実をそれぞれジャーナリスト、自治体当事者、元自衛官の著作家という立場で語るのであるが、どこにその視点を定めるかによって語り口は当然異なってくる。事実経過だけを記すと以下のようなようである。

久志村辺野古では1956年以降、村長が村議会全員の署名を集めて当時の民政長官（陸軍中将）に「村おこし」のために誘致を陳情するという「誘致運動」があった。しかし、軍用地料の支払いをめぐる「島ぐるみ闘争」が行われていたことがあって米民政府は即答を避けたが、再三にわたる陳情によって応諾、海兵隊が訓練場増設の必要からこの誘致に応じ、地主の80%以上が自ら進んで米軍と契約した。1959年10月基地が完成すると村では祭りが催され、村長は「第二のコザ市をめざす」と発言し村民から喝采を浴びた。金武村でも同様に、地元住民が兵舎を含む恒久施設の誘致を積極的に行っていた。米軍基地を誘致すれば雇用が生まれ、基地から余剰の電力や水道の供給も受けられ、あるいは急病人の発生の際には米軍診療所で治療がうけられるといったメリットが語られたという<sup>(31)</sup>。

この経過記述はかなり具体的であるが、NHK 記者による取材と 90 歳に近い古老からの聞き書きとは大いに異なる。その古老は 1955 年当時 30 代半ばであるから、必ずしもこの経緯の当事者とも思えない思い出話となるが、海兵隊の移駐に辺野古住民はもともと反対であったという。この第二期の軍用地接収の候補地として米軍は辺野古を挙げていたのだという。NHK 取材班によると辺野古への接収通告が宜野湾村伊佐浜の接収の直後にあったというのだ<sup>(32)</sup>。そこで住民代表たちが会合を重ねた結果、折衝委員を選出し条件を付して受入れ折衝に臨んだ方がよいということになったとある。

海兵隊基地の建設工事は 1957 年 3 月に始まり辺野古は「新たな歩み始める<sup>(33)</sup>。」総工費 200 万ドルの事業規模によって「空前の活況」を呈するのである。建設労働には地元民の優先雇用とともに全島から職を求めて押し寄せる労働者、工事を当て込んだ商人が土地や貸家を求める問い合わせ、空き地が無いほどバーや料亭がひしめき、当時の人口 500 人、平地の少ない辺野古、農耕は限られ、入会地である山に入って木を切り出して現金収入を得るほど貧しい農村が「一大特飲街」と化して、山依存経済から基地依存経済へと移行、工事着工から 5 年で辺野古の人口は 4 倍に膨れ上がった。

こうして基地と共存することを選んだ辺野古は、基地居住民すなわち海兵隊員そのものを辺野古の一部つまり住民として処遇し、毎年恒例の催事にその構成員として参加を求めると言う<sup>(34)</sup>。そうした基地との交流には住民代表とキャンプ・シュワブの大隊司令官が加わる「親善委員会」が任に当たりスポーツ大会や年中行事、また輸血提供など「おしめない協力をして地域に溶け込んだ親睦活動」によって「相互の利益を守り尊重する委員会として今日に至り継承されている<sup>(35)</sup>。」また軍用地の賃貸契約には水道の整備を求めるという条件を付けていたためそれは米民政府の援助によって行われ、街の水需要が増してくると米軍管理下の辺野古ダムから給水が行われるようになったという<sup>(36)</sup>。

こうした基地誘致による地域の発展を見て、辺野古以外の住民による地区への視察が相次ぎ、「その活況ぶりを目の当たりに」して海兵隊の誘致に動き出した地域の一つのが金武村であった<sup>(37)</sup>。

金武村関係者による 1991 年編集の冊子本には、活況を呈する辺野古に金武村と宜野座村から村会議員などの有志たちが視察に出かけたとある<sup>(38)</sup>。金武村はすでに米軍が沖縄占領時から接収して実弾射撃訓練地であったが、海兵隊移駐に向けた兵舎などの施設が必要であったから金武村からの誘致は渡りに船であったかもしれない。「金武には弾は落ちるが、ドルは落ちない」「演習は金武でやり、遊興は辺野古とコザ市」といった思いが最終的に基地の誘致という「苦渋にみちた選択」<sup>(39)</sup>に至らせた。こうして金武と宜野座と跨ったキャンプ・ハンセンの基地建設が始まり、「島ぐるみ闘争」が終結へと向かったのであったが、この編集本の基地誘致に至る件りの経過説明の部分は当事者でありながらやや疎にして簡である。誘致に至る衆議がよほど複雑であったのかもしれない。因みに、これは入手することができなかったが、辺野

古においても『ひぬく誌』という辺野古区編纂委員会による編集本が1998年に刊行されている。基地の所在する地方自治体が自ら誘致経過に関する本を編集する理由は何であろうか、沖縄社会における90年代の基地問題と何らかの関連があるのだろうか。

沖縄においては、軍とそれを受け容れる地域社会 **host community** とはもとより対等な関係にはない。米軍による接収に対して選択の余地はないが、こちらから差し出すという基地誘致の選択には、そうしても損ではないという計算が働いていたと思われる。(つまりそれだけ貧しく、現金収入という魅力があったかもしれない) すなわち、基地をめぐる新興ビジネスへの期待ばかりではなく、辺野古、金武村、宜野座村においてはいずれも沖縄中部の各村のような個人所有の土地つまり私有地はほとんどなく、村有地などの共有地であるため基地を誘致するための合意形成が容易であったと見ることができるからである。

ところで沖縄県の産業構成には第2次産業として代表的な製造業よりは建設業が中心を占めることが問題ありとしてしばしば言及されるが、その背景には米軍が軍用地建設の需要があり、現地の関係会社を使って行われたことは当然推測できる。この第二期接収に伴って沖縄では「建設ブーム」が起こったように、沖縄県において建設業の需要は戦後期から一貫して続くもので、1972年日本復帰以来、40年以上にもわたった沖縄開発振興計画によってそれは更に強化されたとも言ってもよい。

産業構造の変化という観点から沖縄社会の変容へ論点を移していくと、これは実に大きな沖縄研究のもう一つの視点を与えてくれる。それは米軍による軍政の評価にかかわることで、これまでやや控えめであったような視点である。すなわち、戦後の軍用地接収によって沖縄にその産業構造と共に社会意識の点においても大きな変化をもたらしたのではないかということである。この問題意識はすでに与那国暹『戦後沖縄の社会変動と近代化』(2001, 沖縄タイムス社)によって示唆されているが、軍政による沖縄住民の土地収奪は一方において“祖国”復帰への運動へと転化させていく駆動因ともなったが、他方においてその客観的な結果は沖縄における生業を原始的な農業と家内工業を主とした伝統的な経済から軽工業とサービス業(当初は基地周辺の)への転換を導いてきたという視点である。農業からの軽工業とサービス産業への転換によって「(多くの)沖縄人が——農村の遺産に対する心理的な結びつき」を失い、沖縄社会は「20世紀末の挑戦に対処できるように変容」した。その変容は、沖縄人が米軍基地の建設と運用のために雇用されたことから生じた「苦痛に満ちた変容」ではあったが、その結果は「戦前よりもより多様で、洗練され、柔軟な社会」を作り出すと共に、日本復帰が実現した時には「より生産的な日本人に変化せしめていたのである<sup>(40)</sup>。」というあるアメリカの歴史学者による沖縄軍政の評価もある。

## 2. 杣山の歴史

沖縄における杣山の歴史を俯瞰し、沖縄のおかれてきた実情と私有権獲得の経緯を考える。また杣山と軍用地との端緒の事例を素描する。参照するのは沖縄県金武町並里区で起こった配分金等請求訴訟事件の『裁判記録集』<sup>(41)</sup>である。この裁判は2003年(平成15年)に提訴され、2008年(平成20年)最高裁の判断で、裁判は終結している。琉球王府の直轄地であった杣山と百姓地(農地)はそこで生活する農民にとっては不可分なものであった。農民は地割制度のもとで耕作し、杣山で賦役に従事し、わずかな林産物を得て生活していた。農地は王府から割り当てられたもの、杣山は間切りに割り当てられ賦役に従事する。私有権という概念のない世界であった。

それが変化するのが1899年(明治32年)沖縄県の「土地整理法」公布と沖縄「林野の国有化」である。これによって農民は農地を得た。一方、間切りの杣山の利用権は一旦国に移った。奈良原知事の林野政策で首里士族、他府県出身の商人に多くの開墾の許可が下りた。1906年(明治39年)の国有林野の払い下げに際し、村・部落以外に開墾許可者にも払い下げられた。沖縄の林野はこの時点で、国有林、公有林、私有林に分かれた。

金武村並里区は国有林野のほとんどが払下げられ、償還までの30年を経て並里区の公有林となったのである。法の整備がなされ制度が改革され、金武区、並里区、伊芸区、屋嘉区の杣山の所有権は統合され1937年(昭和12年)頃までには金武村に移った。統合に際しての合意書は戦争で消失した。並里区では旧慣通り区の手によって杣山の維持管理がなされ、戦中・戦後の時期を杣山とともに生き抜いたのである。表3に杣山関連の歴史をまとめておく。

表3 琉球王国・日本国・杣山関連の歴史

1404年	第1尚王統
1470年	第2尚王統
1609年	薩摩侵攻
1728年	蔡温、三司官
1853年	ペリー来航、金武オランダ森で一時滞在
1871年 (M 4)	廃藩置県
1879年 (M 12)	沖縄廃藩置県・琉球処分
1894年	日清戦争はじまる→1895年
1899年 (M 32)	沖縄県土地整理法公布 沖縄林野の国有化
1903年 (M 36)	杣山立入禁止
1904年	日露戦争布告→1905年
1906年 (M 39)	沖縄県国有林野特別処分規則制定(払下げ30年償還)
1907年 (M 40)	町村制施行
1908年 (M 41)	払下げ山林が町村有地として統合が始まる 1937年頃までに統合完了(国の指導)
1911年 (M 44)	金武間切廃止→金武村 森林法沖縄県施行(1897年森林法公布)

1914 年 (T 3)	第 1 次世界大戦布告→1919 年 払下げ林野代金償還 15 年間から 30 年間に延伸
1923 年 (T 12)	関東大震災
1941 年 (S 16)	第 2 次世界大戦
1944 年 (S 19)	10. 10. 空襲, 那覇市, 日本軍駐屯地
1945 年 (S 20)	各部落と村役場の中の山協定書焼失 金武, 並里は 6 月 30 日までに中川以北へ避難命令 8. 15. 太平洋戦争終結
1946 年	沖縄民政府創設
1950 年 (S 25)	朝鮮戦争始まる
1952 年 (S 27)	山軍用地接收, 軍用地料初めて支払われる 琉球政府発足
1953 年 (S 28)	奄美群島, 日本復帰 土地所有権確認, 琉球民政府布令 109 号「土地収用令」交付新規強制収用 軍用地四原則貫徹住民大会
1956 年 (S 31)	米軍用地 (キャンプ・ハンセン演習場部分) 接收
1959 年 (S 34)	日米安全保障条約調印
1960 年 (S 35)	金武, 並里に電灯
1961 年 (S 36)	キャンプ・ハンセン内墓地全移動
1963 年	村有地軍用地料分収率 5 対 5
1968 年 (S 43)	5. 15. 日本復帰
1972 年 (S 47)	並里財産管理会発足
1982 年 (S 57)	

## 琉球王国時代

山とは用材を採る目的で樹木を植え管理した山である。琉球王国時代の山は王国のものであったが、間切や島・村の共同管理におかれていた。間切役人や村役人の指揮を受けて山の手入れをし、建築や薪のための木材の供給を受けるなどの権利を得た。杉, 樟, センダン, イジュ (沖縄の常緑高木), 榎, 松などが御用木とされた。18 世紀に入ると蔡温の改革があり、林政 7 書の法令発布 (山の独占と保護育成策) があり、明治中期まで維持される。

当時の山の状況は、首里に近い中頭地方は伐採が進み、国頭地方でも金武, 恩納, 名護, 本部, 今帰仁の山林も衰えがみられ、美林は久志, 羽地, 大宜味, 国頭の 4 間切に残されていた。山以外の山野は 10% と少ないが、百姓地山野, 請地山野, 仕明山野, 間切・村山野 (御物山野), 私用山野, 間切抱護山, 村抱護山, 御物松山・御物山, 唐竹山, 仲山, 喰実山野などがあった。山はその活用度に応じて仕立敷, 憔悴山, 藪山に分けられる。仕立敷は建築材・造船材に適する良材を産出する山林であった。憔悴山とは乱伐や暴風の被害で良材大木がなくなった山林。より一層荒廃した山林が藪山である。

御用木調達, 林産物 (新築・補修用材, 新炭) も間切の林地の状態や間切人口に応じて賦課された。賦課林産物については公定価格の定めがあり, 代価が算定され, 間切から納める賦役銭と差し引きされた。また一定の制限下で木材, 新炭, 竹, カヤなどの採集から間切に収益が得られていた。林産物の供出以外にも山管理の負担を賦役として間切や村に課していた。造林とその保護育成, 仕立替, 藪山仕立替などの賦役, 山道整備, 自然災害復旧などの賦役, 山保護や取締などが間切に課されていたのである。

杣山を間切や村に喰実山野として交付することもある。藪山の状態であり、焼き払って3～4年間、イモ、粟、野菜などの作物を栽培し、地力が落ちた段階で松の種子を蒔き、樹木を育てるのであり、焼畑造林としての利用である。不足しがちな食糧を得るつてもあった。

杣山以外の土地をみておくと、集落の周りに田畑が取り巻き、外側に山野・杣山がある。土地は百姓地(70%)、役地、仕明地に分けられる。

百姓地は授けられた土地で御授地ともいわれる。与えたといっても私有ではなく村の土地で、年限を切って地割する、地割制度であった。この制度は税負担を均分化するためである。地割の配当を受けられるのは村内に住む地人(百姓)に限られた。各村に本籍を有する者はすべて百姓(平民)であり、士族は永住を許されなかった。一時的な居住者であり、地元では寄留民と呼んでいた。百姓地は私有地でなく売買はできなかった。役地は間切番所や村の役人(地頭代、夫地頭、首里大屋子、大掟、南風掟、西掟)<sup>(42)</sup>などの役職人に、百姓地を割いて与えられた。在職中給料の代わりに耕作権が与えられ、そこから納税する。役職に対して与えられ、離職時には返却する。仕明地は個人または共同で新たに開墾して作った耕地である。

#### 明治時代(国有化・払下げ)

蔡温以来、150年杣山は保護育成された。この間、百姓地は村の共有、杣山も利用は認められていた。この旧慣が1899年(明治32年)の「沖縄県土地整理法」の実施によって近代的な所有形態、管理形態へと変質していく。これらの前兆は廃藩置県後の杣山の管理の変化にある。王府時代の総山奉行の役職が県知事に引き継がれる。地方在勤の山奉行や在番の職務は郡長や島司に代わった。しかしながら間切・村在任の総山当、山当、杣山筆者、船改筆者などは自然消滅する。1887年(明治20年)以降になると、貧窮士族の農村への寄留や払下げられた杣山や山野の開墾の流れに、取り締まりができなくなる状態から、無計画な乱伐、盗伐が横行し、次第に杣山や山野は荒廃していった。払下げによって山野の個人所有が起ころ。

1897年(明治30年)以降には土地の所有権を確定し「地租条例及国税徴収法」の施行のため土地制度の改革に取り組む。1899年(明治32年)「沖縄県土地整理法」が公布され、同法第18条<sup>(43)</sup>の規定により、杣山は間切りの慣行を残して、杣山は官有地(国有)となった。

杣山は一旦国有化されたが、2年もたたないうちに農民の経済状況は悪化していった。杣山も植栽管理は滞り、盗伐も横行し、荒廃することとなった。1906年(明治39年)「沖縄県杣山特別処分規則」と、これによって杣山を処分することを知事に委託した「沖縄県国有林野整理処分規則」を同時に発布する。これにより、将来国有林野を経営する上で必要な存置林野と、住民の使用収益する入会林野であったところを不要存置林野として地元で払下げることになった。

面積的な推移をみておくと<sup>(44)</sup>、1886年(明治19年)に林野面積は137,000町歩であり杣山は68%、山野は32%である。国有化のあとは1905年(明治38年)の林野面積は137,279



町歩、国有林が72%を占め、公有林が12%認められ、私有林が16%となっている。この時点での私有林は開拓を許可されていた部分で公有地より多くが、私有地となっている。1906年に柚山処分(払下げ)があり、1915年(大正4年)には林野面積は134,310町歩であり国有林は37,828町歩(28%)に減少し、公有林は60,051町歩(45%)に増加していた。村・部落に払い下げられた部分である。ここでも私有林は増加し、36,331町歩(27%)11%の増となっていた。金武村や恩納村では国有化反対運動<sup>(45)</sup>が強く、士族や商人への開墾許可はなされず、国有の柚山や山野のほとんどが村・部落への払下げとなった。

農地の側面もみると、土地整理法で柚山が官有地となったのとは対照的に、地割制度のもとで使用していた土地がそのまま私有地と認められた。これまでは土地を割り当てられ、物納を強いられていた状態から土地を所有し、納税する立場となった。土地を売買することも可能となるが、手ばなす事態も生じる。これによって農民間に格差が生じ農民は土地を所有しない雇用農民となるか県外に出稼ぎに行くか海外に移民するかの選択を迫られることとなった。

#### 明治・大正・昭和時代(代金償還の苦闘の30年間・並里)

国有林野の払下げは、49,619町歩であり、国頭郡が64%、八重山郡が20%と多く、島尻郡7%、中頭郡5%、宮古郡3%と少ない。郡別の払下げ1町歩当たり平均の単価は国頭郡が2.10円と高く、金額的にも全体の80%に達し、有用な柚山であったと推測される。他の郡は、中頭郡1.74円、八重山郡は低く0.12円であった。国頭郡の中にも差があり恩納が2.54円、金武が2.17円、国頭が1.17円であった。1908年(明治41年)に、柚山の払下げを受けたのは金武間切ではなく、各部落が賦役し維持管理してきた柚山を7ヶ字8部落(古地屋、宜野座、惣慶、漢那、並里、金武、伊芸、屋嘉)が払下げを受けている。当時の金武間切は宜野座村を含んでおり払下げ面積は3,965.7町歩、8,328円である。並里払下げを受けた国有林野の面積は410~430町歩、861円から900円と推測されている<sup>(46)</sup>。

ここから30年間の償還が始まるのである。償還後の1937年(昭和12年)頃までに、部落村有林野の統一によって1906年(明治39年)に獲得された所有権は、金武村に移転し、金武村の公有財産となった<sup>(47)</sup>。

並里の継承された柚山に関する慣習は、柚山の管理面では生木伐採の禁止(許可範囲で可能)を守り、盗伐は禁止され罰則がともなった。盗伐への監視も行った。また、山道の建設や植栽への賦役があった。これらは王府管理時代からの慣習であり、払下げ以降の共同体として柚山の管理を受け継いだものである。

林産物の収益にも私的収益と共同体収益がある。私的収益とは生活のためのものであり、枯木の薪利用、許可された炭焼がある。一定区域で製糖用やキースバ山の払い下げもあった。住宅の建築にも許可があれば用材(木材・山原竹・山茅)も採取できた。共同体の構成員の賦役によって得られる共同体収益があり、戦前は製糖工場、精米所、共同浴場、区事務所、青年会

館、幼稚園、農道、山道、排水路、部落内道路などの建設に使われていた。戦後は製糖工場、部落内道路、共同浴場、産業組合、発電所（金武区合同）、水道事業、学校校舎及び机・椅子、青年会館などに使われた<sup>(48)</sup>。

共同体収益があり払下げられた柚山の償還は順調に行われたのであろうか。1914年（大正3年）に払下げ林野代金償還15年間から30年間に延伸されたことをみても過重な負担が強いられていたことが推察される。国に対する払下げ代金の支払いが完了するまでのこの期間は、柚山を主として収益の場として林産物の採取の場であり、造林保護は軽視される傾向にあった。柚山の荒廃は顕著となった。金武村では1934年（昭和9年）頃に林野条例を制定し専任の林野技士を常勤させ造林指導を行った<sup>(49)</sup>。村内のすべての柚山について、樹齢、樹目、地層を調べ、造林計画を立てた。植樹では苗木は村が提供し、その植栽は各字の責任で行われた。伐採によって生じた林産物は売却された。

戦前において本島中南部の製糖工場で消費する新炭の多くは、金武村内の柚山から供給された。村と字はこのような場合、林産物の処分収益を分収することになった。当時は雑木の処分では「村が4、字が6」の割合で分収した。この経緯が後年の軍用地料の分収の背景となるのである。

このころの経済状況をみると、日露戦争後の不況は、1914年（大正3年）の第一次世界大戦によって一時アジアから撤退したヨーロッパ列強にかわり、アジア市場を独占することになり、景気が回復した。沖縄もこの恩恵を受け、特産物の砂糖で利益をあげ、「砂糖成金」が生まれた。この大戦景気は長続きせず、第一次大戦が終わって西欧勢力が再びアジア市場に進出すると、日本の輸出は急速に減少し、国内では戦後恐慌となり、砂糖の価格は下落し、1923年（大正12年）の関東大震災や、1929年（昭和4年）の世界恐慌により、「昭和恐慌」とよばれた不況が日本を襲いました。沖縄では「ソテツ地獄」とよばれた。当時の沖縄の人口の7割が暮らす農村部では、深刻で芋さえも口にできず、野生の蘇鉄を食糧にした。調理法をあやまると死の危険性がある蘇鉄の実や幹に頼るほどの状況であった。

戦前の沖縄県の国勢調査（1920年・大正9年～1940年・昭和15年）による人口推移をみるとほとんど伸びをみせなかった。1950年（昭和25年）の国勢調査では戦前の1.6倍の人口数になっている<sup>(50)</sup>。戦前の人口停滞の理由の一つとしては出稼ぎ、大阪を主とする本土への移住、満洲国や台湾など植民地への移住、ハワイ、ブラジル、ペルー、フィリピン、アルゼンチンなどの海外移住である<sup>(51)</sup>。戦後の人口増はこれら県外移住者の帰郷である。金武村並里にはハワイ移民で儲けて建設された大きく立派な赤瓦葺きの家屋がほとんどであったが破壊され、家屋材は、米軍の製材所で細かく製材され中南部から避難してきた難民を収容するための避難小屋に利用され、屋敷の石垣は飛行場建設の際、滑走路の敷石に使用されてしまった<sup>(52)</sup>。

## 戦中・戦後

1944年(昭和19年)10月10日の空襲により、那覇市街地は90%が灰燼に帰した。金武には被害は及ばなかった。沖縄では29日には第1次防衛召集され主として飛行場の建設に従事した。金武住民も戦時体制強化へと組み込まれていった。避難壕掘りや、食糧増産、山の中の避難小屋の建設、軍の作戦への協力などに従事した。1945年(昭和20年)1月20日、維持では17~45歳までの健全な男子であったが第2次防衛召集では15歳からと年齢が下がり45歳までのほとんどの男子が召集された。3月6日には国民勤労働員令が公布され、沖縄県の15~45歳までの男女が動員された。3月23日になると本格的な空襲が始まり、ほとんどの村民は山に避難した。この頃、本島中南部の7万余の住民が県策により金武以北に避難させられていた。

3月26日米軍は、慶良間列島に上陸する。4月1日本島西海岸の読谷・嘉手納・北谷に上陸する。4月3日に金武村に侵攻した米軍は、金武後方の池原に本土爆撃用の飛行場の建設を開始した。4月5日頃、米軍は東海岸金武村一帯を制圧。金武、並里住民は山から投降した。その後並里の住民は米軍から中川以北へ強制的に退去させられた。

移動先では、家から運び出した家財道具と、みすばらしい掘立小屋での生活であった。大人(主として女性)はほとんど毎日食糧生産のための共同作業に従事し、食券や米軍援助物資を得ていた。食券は缶詰や米などの食料品に交換できたが量はきわめて少なく、避難所での生活は窮乏していた<sup>(53)</sup>。蘇鉄や海草を食べる生活だった。電気もガスもなく杣山から得られる薪などは貴重な資源であったと推察される。

米軍の軍事占領により、沖縄本島では石川、漢那など12の地区に分けられて、各地区に住民が収容された。元の住居地に戻ることは許されたのは1946年(昭和21年)1月であった。住宅はすべて焼き払われていたため、規格住宅が賦役により行われた<sup>(54)</sup>。女性は草刈り(山茅:屋根材)を、男性は家屋の組み立て、屋根葺きを分担した。建築に利用されていた木材は、米国松の大型角材が大量にはこばれてきたが、杣山からも柱や桁材を調達した。その際、並里区事務所に申し出て、「入林許可証(採取時期・樹種・寸法・数量・採取場所明示)」<sup>(55)</sup>の交付を受けなければ一本の生木を切ることも許されなかった。戦後の生活苦や山林用材の需要もあって、盗伐も横行し、区では山係を常置し管理していた。また製糖工場の燃料としての薪からの収益も戦後復興に役立った。

金武村の本土爆撃用の飛行場は戦後、米軍によって飛行演習場として使用が継続された。1957年(昭和32年)に海兵隊の本土からの沖縄移住にともないキャンプ・ハンセンに兵舎などを建設した。1959年(昭和34年)には演習場部分(並里・金武・伊芸・屋嘉区)を新規に接収し、実弾射撃場などとして使用することとなった。

並里の戦後の杣山の維持管理は区長の指示にもとづき、植林・撫育、林道の補修などを組単位で必要な人員を出し、共同作業(タキダキブー<sup>(56)</sup>)で行っていた。杣山の維持管理は1960

年(昭和35年)頃まではなされていたが、米軍海兵隊の演習に起因する山火事などにより造林撫育が困難となり、米軍の規制も厳しくなり、戦後の生活変化で木材の需要も低下し、次第に積極的な維持管理はしづらくなっていった。1972年(昭和47年)の日本復帰後には、フェンスが張られて日常的な立ち入りは完全に閉ざされる。柚山はいかに生き返るのであろうか。

柚山の歴史を、琉球王府の時代から鳥の目で見るとともに、本島北部の金武・並里区の事例を虫の目で見ると同時に眺めた。農耕地も柚山も所有権がなく使役されていた時代から、「土地整理法」によって農地の所有権を得たとしても生活していくために柚山からの産物によって生きながらえる実態、「柚山処分」から産物の収益によって所有権を獲得する苦難の過程を描いた。戦前の不況や恐慌の時代、移民せざるを得なかった状況、そして、戦中戦後の苦しい時期を、柚山とともに歩んだ状況があった。その柚山は「米軍用地の接収とその展開」のごとく、軍用地となり、日本返還後、現在まで続いている。

〔注〕

- (1) 林博史『米軍基地の歴史：世界ネットワークの形成と展開』2012、吉川弘文館、pp.1-5
- (2) 林、前掲書 p.5 から抜粋
- (3) 金武町企画開発課『金武町と基地』p.23-25
- (4) 林、前掲書、p.53
- (5) 新垣勉「米軍基地と日米地位協定」、『基地をめぐる法と政治』2006、沖縄国際大学公開講座委員会、p.53
- (6) 大城保、沖縄における土地利用の基本的特徴、沖縄国際大学『商経論集』第23号(p.86)
- (7) 那覇市史、1987、p.193
- (8) 中野好夫編、日本評論社、1969
- (9) 中野好夫編、p.1 また収容所が12ヶ所であるという記述は『沖縄の証言・上』(沖縄タイムス礼編、1971年)にも見られる。
- (10) 我部政男『近代日本と沖縄』1981、三一書房、p.133
- (11) 那覇市史、p.193
- (12) 恵隆之介『誰も書かなかった沖縄』2000、p.169
- (13) 琉球史料第4集社会編1、p.306
- (14) 那覇市史、資料編第3巻1、1987、p.198
- (15) 琉球史料第4集社会編1、p.305、p.329
- (16) 琉球史料第4集社会編1、p.331
- (17) 琉球史料第4集社会編1、p.331
- (18) 大城保、前掲論文、p.89
- (19) 我部政男、前掲書、p.138
- (20) 軍用地問題の経緯、1959、p.3
- (21) 恵隆之介『誰も書かなかった沖縄』PHP研究所、2000、p.166
- (22) 恵隆之介、前掲書、p.168-9
- (23) 古関彰一「占領軍による軍用地の接収」『法律時報』1974年8月号。施設庁は内閣府の下部機関であったが、防衛庁が防衛省に昇格した2007年その外局として統合され、廃止された。

- 24) 古関, p.66
- 25) 林, 前掲書 p.3
- 26) NHK 取材班『基地はなぜ沖縄に集中しているのか』NHK 出版, 2011, p.20-21
- 27) 前掲書, pp.22-34
- 28) 恵隆之介『誰も書かなかった沖縄』2000, p.157
- 29) 恵隆之介, p.159
- 30) 林, 前掲書, p.115, p.117, p.118
- 31) 恵隆之介, pp.161-64
- 32) NHK 取材班, p.43
- 33) NHK 取材班, p.50
- 34) NHK 取材班, p.36
- 35) NHK 取材班, p.52
- 36) NHK 取材班, p.51
- 37) NHK 取材班, p.56
- 38) 『金武村と基地』 p.32
- 39) 『金武村と基地』 p.33
- 40) 沖縄県史, 資料編 14, 2002, p.147-8
- 41) 並里財産管理会・並里区事務所編『配分金等請求訴訟事件－杣山・区有地裁判記録集』2012年。
- 42) 並里編, 前掲書, p.40。
- 43) 並里編, 前掲書, p.1216。土地整理法 第18条「杣山, 川床, 堤防敷, 道路敷及其他民有ト認ムベキ事実ナキモノハ総テ官有トス/杣山ノ保護管理ニ関シテハ勅令ヲ以テ規定スルモノノ外従来ノ慣行ニ依ル」の元に杣山は官有地となった。
- 44) 並里編, 前掲書, p.1222。
- 45) 並里編, 前掲書, p.101, 102。反対運動：奈良原知事の開墾を進める杣山政策に対し謝花や当山が反対し, 杣山の官有化に関しても「民地民木」をかかげて反対した。
- 46) 並里編, 前掲書, p.116。
- 47) 並里編, 前掲書, p.381。
- 48) 並里編, 前掲書, p.113。
- 49) 並里編, 前掲書, p.379。
- 50) 瀧本佳史・青木康容「八重山群島における人口変動と離島振興事業」, 杉本久未子・藤井和佐編『変貌する沖縄離島社会 八重山にみる地域「自治」』p.155 ナカニシヤ出版 2012年。
- 51) 佐々木嬉代三「移住民問題を通して見た沖縄と日本」p.5, 1935年の統計では, 海外在住者 42,669人, 旧植民地在住者 17,614人, 本土在住者 32,335人, 沖縄県人口は 592,463人であった。www.ritsumeit.ac.jp/acd/re/k-rsc/.../RitsIILCS\_5.3pp.1-27Sasaki.pdf
- 52) 並里編, 前掲書, p.77。
- 53) 並里編, 前掲書, p.77。
- 54) 並里編, 前掲書, p.77-79。
- 55) 並里編, 前掲書, p.79。
- 56) 並里編, 前掲書, p.259。

(たきもと よしふみ 公共政策学科)  
(あおき やすひろ 元佛教大学社会学部教授)  
2012年10月31日受理